

## 令和7年度上三川町臨時職員募集要項

上三川町臨時職員の任用等に関する要綱に基づき、上三川町が行う業務の遂行にあたり、臨時職員（産休・育休代替）を募集します。

1. 募集人数 一般事務 1名

2. 任用期間及び業務内容

任用期間 令和7年8月1日から概ね1年

主な業務内容 国や県の交付金、補助金に関する事務、各種法令に基づく届出事務の処理等

※職員の出産に伴う代替職員を募集するものですので、任用期間は変更になる場合があります。任用開始日は、協議の上で決定するものとします。

※任用手続きは、職員の産前休暇、産後休暇、育児休業の期間ごとに分けて行います。

3. 報酬 日額 8,952円

交通費は別途支給（2km以上距離に応じて支給）、社会保険・雇用保険加入

※支払いは翌月の15日に口座振替

※健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料は毎月の給与から天引きします。

4. 勤務場所 上三川町役場 企画課 総合政策係（上三川町しらさぎ一丁目1番地）

5. 勤務時間 月曜日から金曜日の週5日勤務

午前8時30分 午後5時15分（1日7時間45分勤務）

（休日：土曜日、日曜日、祝日法に基づく休日及び年末年始）

6. 有給休暇 あり

7. 応募方法及び受付場所

必要書類を揃え、次の受付場所まで提出してください。

【受付場所】〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
上三川町 企画課 総合政策係（郵送可）

8. 提出書類

(1)※上三川町臨時職員登録申請書

（前3か月以内の撮影、脱帽、上半身縦4センチメートル×横3センチメートルの写真貼付）

※上三川町ホームページからダウンロード可

9. 臨時職員登録要件 下記の欠格事項に該当する方は登録できません。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

(2) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規程する罪を犯し刑に処せられた方

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入した方

10. 選考手順等

- (1) 受付後、応募者を対象に、随時面談を行います。
- (2) 結果については、面談終了後、概ね5日以内に本人あてに連絡します。

11. 服務 一般職員に準じます。

【問い合わせ先】

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町 企画課 総合政策係

TEL：0285-56-9118

FAX：0285-56-6868

e-mail：kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp